第1号様式(日本産業規格A列4番)

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月10日

住 所 滋賀県彦根市古沢町 187 番地 2 事業者名 一般社団法人近江鉄道線管理機構 代表者名 代表理事 南川 喜代和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社の全33駅のうち18駅は、プラットホームの内側であることを認識できるよう、 内方線を設けた点状ブロックが未設置となっている。こうした現状を踏まえ、内方線 を設けられていない点状ブロックについては、今後も移動円滑化基準や駅利用状況に 応じて順次整備を推進していく。

当社で全線において使用している車両 18 編成 (36 両) のうち、移動円滑化基準に 適合するものは 7 編成 (14 両) となっている。今後、老朽化した車両を更新する際は、 移動円滑化基準に適合するものとするための計画を推進していく。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計 画 内 容	
設及び車両等	(計画対象期間及び事業の主な内容)	
点状ブロック	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックについて、J	
	IS規格に適合する内方線付き点状ブロックへの改修、更新を検討する。	
鉄道車両の更新	更新を計画する車両について、移動円滑化基準に適合するか確認する。	

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	
旅客施設・車両の維	バリアフリー設備等は使用に支障がないように定期的な点検を	
持管理	実施し、必要に応じて修理や交換を行う。	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適 正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

Ш	移動等田滑ψ ₀	の 促進の ため Π	と併せて講ずべき措置	

	_	

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由

V 計画書の公表方法	V	7	V ∄	十画書	の公	表方	法
------------	---	---	-----	-----	----	----	---

H H H O A A A A A		
当機構のホームページに掲載		

T 7T	フの加利素は即当より東西
VΙ	その他計画に関連する事項

L	

- 注1 Ⅳには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
 - 2 Vには、本計画書の公表方法(インターネットの利用等)について記入すること。
 - 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和6年度)

住 所 滋賀県彦根市古沢町187番地2

事業者名 一般社団法人近江鉄道線管理機構 代表者名 代表理事 南川 喜代和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
18駅	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックについて、JIS規格に適合する内方線付き点状ブロックへの改修、更新を検討する	前年度は実施していない。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設・車両の維持管理	バリアフリー設備等は使用に支障がないように定期的な点 検を実施し、必要に応じて修理や交換を行う。	バリアフリー設備に ついて、定期点検を 行い、必要に応じ補 修を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
(3)	報告書の公表方法
,	THE H : EVENA IE.

(4) その他

特になし

当機構のホームページに掲載

#3中株式(日本工業組成304番) (高加度404年) (高加度404年) (南加辛405年) (西加辛405年) (南加辛405年) (西加辛405年) (西加辛40

	1 00111201	動業円等かの	10101010	(連続ペント・ロス)																	(6214	月31日現在)	0	•	1	_				-		****	作成する移動	一日当たりの利用者数
																					(962)	77312410										等円滑化器	基本模型にお 関連施設に位 行られた駅	の算出方法
																							×			Э	前年) 現在の基準	度報告内容 に対する語	金铁瓷)					
	共鉄道駅の	25 18	6	所在都道府 蔡市町村	一日当たの利用者	リ有人駅	で 発動	交通財	差への対	ブラット ホームの	設差が程 消されて	エレベー ターの設置	エスカレー ターの設置	十の物業	の機能	野の所名詞	第三 東京 東京 東京 日本	投資の定型	数 数 形 成 型	者対 障害	対量い	使 転落防止 円 のための			1	設を開発する。	お食	建高度	多	新五			うち、1日音 たり平均利	
	駅					31	者をの考	基準		数	いるブ ラット ホームの 数	# R	8 8	設置基	gt g	対の部有	ック有 置の 無	無の数	# D 1	投票機の	発置 液な 無 が可能 プラ: ホーム 数	門のための 設備の設 室の有無 な				の応用者語がりの意を	設の無	応援の数の	型表の置き 応券機能 を表機能	たの情致の	前年度基準適合していたにも拘らず、本 年度不適合となっている場合、その詳細 及び確由(第14号様式と比較すること)		用者数が 2000人以上、1,000 人未満の 駅	
																										の医者		" "		有無			*	
(20平 (4)																							-											
			as :	E府 23届・器 町・村																														
江鉄道	△米原 単	*		ま 米原市	178	۸ ٥-	+		0	1	1	ä		5	35 1 (1) 医斯	+	-	0	-	,	0	_	•	J	0	Н	- () -	0				すれる年度年间利用を 数から平均利用者数を
江鉄道	△ プジテック 野			課 直接市	202	۸ ٥	_		0	1	1	ä	a		ä	医斯	_	-	0	-	1	0				0	\Box		- 0	0				ちんな中央中国利用名数を 数から平均利用名数を
江鉄道	△ 鳥居木 撃	*	10 223	課 连接市	85	۸ ٥			0	1	1	ä	a	5	35 1 (1) 医肝		×	-	-	1	0				0		х -		0				サルロサスマルドルの 数から平均利用者数を
江鉄道	△ 彦根 撃	*	10 23	原 连接市	1,411	,			0	1	1	ä	a	§.	ä	医斯		×	0	×	1	0				0		× (×	0				ちんな年後年末利用名数を 数から平均利用名数を
江鉄道	△ ひこね丼 寮			原 直接市	123				0	1	1	ä	a		8 1 (1			0				0				0		0 -	- -	0				サルロサスサ同利用名数を 数から平均利用名数を
江鉄道	9-9,44	*	_	課 直接市	491	_				2		ä	a		ä	医斯		-	-		2	0					Ш		- -	0				生物の中皮を向利用者数を 数から平均利用者数を
江鉄道		本、多質		原 原核市	147					2	1	ä	a		ä	医斯		-	0	_	2					\vdash	\sqcup	- 0	-				_	数から平均利用者数を
江鉄道	△ 227 \$			課 犬上郡 甲臭町	240		_	0	0	1	1	ä	3		基 1 (1		-	-	-		1					0	\vdash	- -	- -	Ш		_		数から平均利用者数を 1483年度年間利用者 数から平均利用者数を
江鉄道 江鉄道		*		展 犬上部 登場町 展 愛知斯 愛語和	141 345	A 0-	-	-	_	2	1 2	8	3		甚 2	医斯	-	-	-		2	0				0	\vdash	- 0		0		<u> </u>		数から平均利用者数を を取り来便手間利用者 数から平均利用者数を
江鉄道	△ 受加川 駅 △ 五倍莊 駅			展 受知器 受証的 展 東近江	100	A 0-	+	_	0	2	2				高 2 (2		-	-	-	_	2	0				0	\vdash	- 0	_	0		_		数から平均利用者数を を和5年度年間利用者 数から平均利用者数を
ELEMENT.	ム 元田柱 単			東近江 東近江	8	_	+	_	0	1	1		1 1		8 2 G	10 田村	-	-	+-	-		0				0	\vdash	- 1	1	0		\vdash		東から十四利用者報告 をおら平均利用者報告 をから平均利用者報告
江鉄道		本. 八日市		無 東近江 東近江	1.957	_	+	_	0	2		2 (2) 基			ă	10年	-	-	0	×	2	0				0	\vdash	- (×	0				東ルットの利用を取る を取りを見事面利用を 数から平均利用を数を
江鉄道	△ 長谷野 撃			東近江	54	٨ ٥	_	- 1		1		8	- 1		ä	医斯	_	-	-	_	1						H		_					をおける。 をから子の利用者数が
江鉄道	△ 大学前 草	*		東近江	73	_			0	1	1	ä			ä	医斯		-	-	-	1					0								がおは中間を関われれる 数から平均利用を数か
江鉄道	△ 京セラ前 駅	*		現 東近江	56	۸ ٥		_		1		ä	1	5	ä	医斯		-	-	-	-						П			П				をおいる。 をから、子の利用者数を
江鉄道	Δ (<u>8</u>)() \$	*		東近江	131	۸ ٥				2		ä		5	ä	医斯		-	×	-	2							- 3	< -					分和3年度年間利用者 数から平均利用者数を
江鉄道	△ 朝日大塚 駅	*	10 223	東近江 市	87	۸ ٥				1		ä	a	8	ä	医斯		-	×	-	1							- 3	c -					サルロサスヤスやスセル 数から平均利用者数を
江鉄道	△ 朝日野 撃	*	10 23	東近江 市	24	٨ ٥				1		ä	- 8	5	ä	医斯		-	×	-	1							- 3	< -					サルロサスサスのから 数から子覧利用者数を
江鉄道	△ 日野 駅	*	10 23	課 通生器 日野町	438	١-٥ ٨				2	1	ä		5	ä	医斯		-	0	-	2							- 0	-					サルロサスマ川利用名数を 数から平均利用名数を
江鉄道	△ 水口松尾 駅	_	_	原 甲貨金	46	۸ ٥				1		ä	a		ä	医斯		-	-	_	1						Ш		- -					1500年後年回刊刊名 数から平均利用者数を
江鉄道	A			課 甲貨金	305	۸ ٥-				2		8	8		ä	医斯		×	×	-	2					\vdash	\sqcup	× 3	-					ラルロサスサ川利用を 数から平均利用者数を
江鉄道	△ 水口石楠 駅			課 甲貨市	58					1		ä	a		ä	医斯		-	-	-	,					Ш	\sqcup		- -			0		数から平均利用者数を
江鉄道	△ 水口被南 駅			課 甲貨市	459				0	1	1	ä	- 8		ä	医斯		-	0		1					0	\sqcup		-			0		数から平均利用者数を
江鉄道	△ 黄生川 撃			東 甲質市	703			0	0	1	1	ä	a		ä	医斯	-	×	×	_	1					0	\sqcup	× 3		ш		0		数から平均利用者数を
正鉄道 正鉄道	△ 新八日市 駅 △ 太郎坊宮 駅			東近江市	_	۸ ٥-	_	_	_	2		ä	a		ä	医斯	-	-	×		2	0				\vdash	\vdash	× 1		0		_	_	数から平均利用者数を
江鉄道				課 東近江 市 課 東近江	139	-	-		0	_	1	8	- 1		ä	医灰	-	- ×	_	_	1	0				0	\vdash	_	_	0		<u> </u>		数から平均利用者数を するので及ず用利用を
江鉄道		八日市		概 音近江 東近江	206		-	-	0	2 2	2	-	3		器 3	医斯) 医斯	-	×	0		2 2	0				0	\vdash	× (0		<u> </u>		数から平均利用者数を 1440年度年间利用者 数から平均利用者数を
江鉄道		八日市		は	372		-		O	2	1				as 1 (1		-	- ×			2	0				٥	\vdash	- :		0		<u> </u>		数から平均利用者数を するなす。使用に対する 数から平均利用者数を
izma.	△ 近江八幅 撃			は がばい	2.548		+	-	0	1	-				# · ·	1 日本	+	0		_	H÷.	0				0	+	0 1	_	0		\vdash		東ロットの利用を取る を取り来源を開利用を 数から平均利用を数を
ET SET	△ スクリーン 撃			展 選合 (株 変数令	734	_	-		_	-	-	- 0	-		a X	製料		-	0	_	+:	0				0	+	- 0		0				東から十四利用者報告 をおら平均利用者報告 をから平均利用者報告
江鉄道	△ 多質大社 野	9 A		議 永上部 多質的			+		0	3	3				ă	芸術	+	-		_	3	-				0		- 0		~				東から十四利用者報告 をおら平均利用者報告 をから平均利用者報告
	E (4) 11	yx	23	MR ハム砂 多共司	127		-	`	~	-	,				50 10 a	- F			1 0	1	1 "					~								無イツマル利用を放さ

																																		_									
		_										_										,	8			[229]-18	道かつ直線は	ホー <u>ムと東亜の段第・除</u> 類 は一ム]	_	[329]-	- 軌道かつ音	直轄中-17] 口	195	⊢ F		ムドホーム		#-A	ア設置に関	E M	+ z	16 16	o Lan
	市町村が作成する移動 一日当たりの利用者数	設準へ				R	日本転送報 への対応状	2 2		- 10	国用プロック 発見用書名目	MS	室内投資場 室内投資	9	ą	原案者対応 うち、私動等P	の を の の の の の の の の の の の の の	は適合していな	長葉数 ホームド ホー	止のための形 ームドア、可動:	2 M E		*	R##	В	受債に内の	所がない書	(銀(のりば)数(合計)	日安排	日安保以	内の無所が	ない事態(d	かりば)数(会計)	+)		可動フが総	8回				ホールド	6 to 25	5
	等円滑化基本模型にお ける生活関連施設に位	設度が の 状では の で で で の の の の の の の の の の の の の		(3	∓s\$30¥10	月から旅行さ	北京教育等日	潜化基準に適合したもの)			プロックの の有無の特	足			NE AS	いが、英部者、した	身体算書者を 便所の設置の	等の利用に配慮 内無	ホームト ホースト ア・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	ーム機、直接7 ウ等の設置の	が は外の 有 場部にお		Ø 1	以内の 密所があ る書録 (のりば) 数(合 計)					以内の						の概念	ーム されて が 股 ない書 れて (のり) 書線 数 りば)	様 アが設け	選が	状アの種類	H	ア設置年 月	報告の状況	di.
	置付けられた駅	年10月 年10月 から第15													82				種、点状 無 ブロック 季! 第の段 に	移動等円増化 第20条第6、74 高会! だいもの	品 げる旅石 号 の転落を) 飲かする		IZ	0番組 (のりば) 数(会					る器線 (のりば) 数(合						り (のり ば 数	(Z)	(書館)	10				1	
新年度報告内容 (現在の基準に対する適合状況)		された移 物等円							移動! 実績! の対!	円滑化 等報会 会正常					ž.				重の有 無(移動				B 1	E) **					新)***						i in		2 %)				1	
		潜化器 単以前 の基準に							1000						a. T				無(移動 等円滑 化基準 第20条 第6,7		れている 駅(移動 等円滑 化基準 第20条 第8号に 通合する		ŝ												ıãl -							1	
		適合した もの)													L)				第6.7 号に適会 するも		化基準 第20条	ブラッ ホーム	sh 2H ∆ ∪												20							1	
及 差 様 ち 変 内 課 客 課 客 課 客 対 数 か 止 か か の の の の の の の の の の の の の の の の	56、1日前 5-0至由計		5	5. 2 55.	. # 55.	R 35, R	la p sla	■ 毎 毎 用 の 解節が4 出 入 口 B	811 FF##	31.1	wale:	17 36	情報点字によ	音楽内の	16	オストメイト	非数等用 进	重いすおお		- LM A 4	第8号に 適合する ご もの)	の報告	遊	9.0	計・整備計	- 19:81:		整備計画なし	-	できる間	9 gp 8	10 di 1 di	P-011 P-011	at-	,							1	
の の 解 著 技 着 対 着 対 数 が か た が の の 名 数 数 の か た な	たり平均利 用者数が 2000 人以	公共用 通路と単 両等の	1,6	る進行 継ぎ的 同に供 (自社	経路 線ぎ段	第 計等用	円滑化さ P れた経路 B	動等 利用の の	を化基準 範囲 第18条の の分	外の名	着練口っ	ク形 提供	設備 る窓内名 室の 等の設置	* *		対応の水洗 器具以外は	化基準には 適合している	草いす対応 型ではない が、真能者、	985 7-5	ム線 直 状 智告 ロック 直状 状・寸	計 (40)	水の銀1 正数面が 乗のの を開発 を開発 を開発 を開発 を開発 を開発 を開発 を開発	用口	(~1	97 R (98 R)	SE (0118)								ŭ								1	
への課者 (図 個 数 万	上、1000 人未進の	乗降口と の間の 経 路	ž.	の長さ会長	数を表記	へ 選集4版 会 第1項に ガ よるエレ	世代の政権	対象と 人数が1 等 数 客 円滑化さ る 駅 0万人以 扱いを行れた経路	章状元	秋元 表	数の列	D 、10条	に適 (第12条 るも 第2項に			器員は外に 非監察に通 会している便 所が設置さ れている駅	号様式で「身体工で「身体工で」	等の利用に 配慮した便所	#1 81	コック 及び配 見けらが Cいる JISTIS	s	の (系) との (数)	施	180	B)	年 度~又 は時期 未定)				さくする 対策を講 じている	(E) ~	·R12年	度~又 は時期 未定)									1	
の設備無の有無の有置の	E .		0	通合日活	生 イドラ	イベーター		上 わない報 を模式す 語 を 含 る出入口			1億	商車 の) t 記	通会する もの)			所が設置さ れている駅	応型便所」に は独当してい	が設置されている駅	1 1	駅 1規格 部分的 準拠し	5	段差1 報道1	* *							28												1	
			3	化基12項 第4条抽售 10項もの	I i:	化への 対応状														1, 91	iè.	る税金の税金の税金の利用	=																			1	
i					6.3	2		等を強ん だ各側へ 容易に移									利用に配慮し た使所が営 置されている	5				0.88	•																			1	
i			ă	1.66				助できない 配 室									駅																									1	
i																																										1	
i																																										1	
																																										1	
																											٦.		ф													1	
	5624Q4X866			_	0	_	-		_	Н	-							_	Δ				-	_	_	+	- '	要 備 困 整 備 困 競 な 理 難な理由 を 音 田 総 の 理	a		_	_		-	_		+-	+	_			-	+
0 - 0 - 0	数から平均利用者数を をから平均利用者数を をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正均利用者 をから正対利用者 をから正対利用者 をから正対利用者 をからいことをものできをからいことをものにはなりまするとをものにはなりまするとをものにものにものにはなりまするとをものにものにものにものにものにものにものにものにものにものにものにものにものにも	0		0 0		+-	-	· -		\vdash	0	, '	• 0						Δ.		0	 :		0	+	-	\vdash		0	\vdash	\rightarrow	2	-	- F	á-	-	1	+	+-	\vdash		+-	+
0 × 0	製から平均利用を製を するの可収可用利用を 製から平均利用を数を	0		0 0	_	-	-	× -	Δ	0	•	2	_		0				Δ	_	0			0	_				0		-	2		- I	2	0	2	+				\vdash	+
0 × 0 × 0	1825年後年間利用名 数か。正常計画名数を	0		0 0	0 0	-	-	× -		-	0	0 1	•		0	_	0		Δ		0		2	0		0			0			2		- I	2	0	2	+				$\overline{}$	t
0 0 0	140年度年回利用名 数から平均利用名数を	0		0 0	- 0	-	-	× -		-	_	0	0		0				Δ		0	•	1	0		0			0			1		7 7	_	0	1						t
0	ラルロサ後年间利用名 数から平均利用名数を	×		0 ×	× -	-	×	× -	Δ	×	0	0							Δ		0	•	2	0		0			0			2		7 7	2	0	2						T
- 0 -	生配を使き出れ用名 数から平均利用者数を	×		0 ×	× -	-	-	× -				٠ د							Δ×	D	0	•	3	0		0			0 1			2		7 7	3	0	3						Т
0	まれる便利に利用を 数から平均利用を数を			0 0		-	-	× -		Ш	0	0							×	0	٥	•		0		0			0			2		_	2	0	2					Ь.	Ţ.
0	なおりも見事を利用された。 数から子切れ用を数さ	0	_	0 0	_	-	-	× -		Н	0	_							Δ		0	•		0	_	0			0			2		_	2	0	2					Ь	4
0 - 0 -	数から平均利用者数を をおける便能を利用者 数から平均利用者数を	0		0 0	_	-	-	× -	_	Н	0	0	-					_		0	0	•		0		0			0			2			2	0	2	-				⊢	+
0 0	数から平均利用者数を 可能な可提等面利用者 数から平均利用者数を	0		0 0	_	-	-	× -		Н	0	2	0			-		_	Δ	_	0	 :		0	_				0		-	2		- +	-		2	+	-	-		\vdash	+
0 - 0 × 0	数から十四利用者数を 可能を選挙面利用者 数から子の利用者数を	0	_	0 0	_	-	-	2 -	_	-	0	_	• 0					_	Δ	+	0	 •		0	+			_	0	\vdash	-	3	_	-	-	0	1	+	+-	-		\vdash	+
	知力サーの利用を放と を対しる。 をから平均利用を放き	×		0 ×	-	-	-	× -	Δ.	-	A .	_	-					_		0	0		_		_				0		\rightarrow	1		- H	_	0	+	+	+	\vdash		-	+
0	生料は中間年間利用者 数かし子の利用者数タ	0		0 0	- 0	-	-	× -		-		0							×	0	0		_	0	+	0			0		_	- 1		1 t	-	0	-	+					t
	報報5年度年間利用者 数から平均利用者数を	×		0 ×	< -	-	-	× -	Δ	×		0							×	0	0	•	1	0		0			0			1		7 7	1	0	1						T
- x -	が400年度年回利用者 数から平均利用者数を	×		0 ×	× -	-	×	× -				0							×	D	0	•	2	0		0			0			2		7 7	2	0	2						Т
- x -	ラカルテステルの内内の 数から下の利用者数を フラルテステルの内内の	×		0 ×	× -	-	-	× -		_	_	0							×	0	0	•		0		0			0			- 1] [1	0	1						Ι
- x -	数から子均利用者数を	×		0 ×	< -	-	-	x -	Δ	×		_							_	D	0	•		0		0			0			- 1		_	4	0	1					Щ.	Ţ.
- 0 -	数から下近利用者数を サルロサスサルのから 数から下均利用者数を	×		0 ×	K -	-	-	x -		-	_	0	_							0	0	•	_	0	_	0	\vdash		0	\vdash	_	2		- -	2	0	2	4	-			₩	+
	1507570556	×		0 ×	-	-	-	× -	Δ	-		-	_		0				_	0	0	:		0	+	0	\vdash		0	\vdash	\rightarrow	1	_	- <u> </u>	4	0	1	+	-	\vdash		\vdash	+
× × -	数から平均利用者数を ラルロ中皮中向れから 数から平均利用者数を	×		0 ×	-	+	-	× -		-	_	0	_		٥				_	D	0	 :		0	+	-	\vdash		0	\vdash	\rightarrow	2	-	- F		0	2	+	+-	\vdash		+-	+
0 - 0 -	O 数から平均利用者数を	0		0 ×		-		× -		-		0								0	0	 :		0	+	-	\vdash		0	\vdash	+	- 1	_	- F	4	-	+	+	+-	\vdash			+
0 × × -	○ 第25十四利用名類を 582年度年度利用名 数から子放利用名数を	0		0 0		-	-	x -		-	_	0 1			0		0		_	0	0			0	+	-	\vdash		0	\vdash	-	2		→ +	2	0	2	+	+			\vdash	+
x x - 0	5 82年後年回利用名 数から平均利用名数を	×		0 ×	-	-	-	× -			A .	_							Δ.		0			0	+				0	\vdash	_	2		1 F	2	0	2	+	+	-			+
0 0	5 82年後年回利用名 数から平均利用名数を	0		0 0	-	-	-	x -		-	0	0							Δ		0	•	_	0	\top	0			0		_	1		1 F	1	0	1	1	1				t
× 0 -	ラ和4年後年间利用名 数から平均利用名数を	0		0 0	-	-	-	× -			0	0			0		0		×	0	0	•	2	0		0			0			2		7	2	0	2						T
0 - x - 0	5名2年後年間利用名数を 数から平均利用名数を 5名2年度年間利用名	0	0	0 0	-	-	-	x -			0	0							Δ		0	•		0		0			0			2		_ [2	0	2						I
× 0 -	数から平均利用者数を	©×		0 ×	-	-	×	x -			0	0			0				×	0	0	•	_	0		0			0			2		_ [2	0	2					匸	ഥ
0 0 × × 0	をおける。 をから子の利用を数さ をから子の利用を数さ	٥		0 0		-	-	x -	Δ	-	_	_	•		0				Δ		0	•	_	0	\perp	0			0			2		⊣	2	0	2	1				Щ.	4
0 - 0 - 0	「	٥	_	0 0	_	-	-	× -		\sqcup	-	0	0						Δ		0	•		0	_	0	\sqcup		0	\sqcup		1		⊣ ↓	4	0	1	+	1	1		Ь—	+
0 - 0 -	数から平均利用者数を	0	0	0 0	-	-	-	× -			0	0 .	•						×	0	0	•		0	_	0	\vdash		0	\vdash	_	2		- -	2	0	2	4	-			₩	+
18 0 0 2 12 0 15	3 0		18					0	0	L E			0 6			8			15	18	\perp	نــا ا	33 55	0	0 0	0	٥	0	1		0	54	0 0	_	55 0	/ 55				1			1

移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和6年度)

住 所 滋賀県彦根市古沢町187番地2

事業者名 一般社団法人近江鉄道線管理機構 代表者名 代表理事 南川 喜代和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

- (1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。
- (2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
 - 2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合 計数を記入すること。
 - 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共 交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれ の合計数を記入すること。
 - 8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 - 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等 円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記 入すること。
 - 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は─印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は─印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの 基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書(鉄道車両)

(令和6年度)

住 所 滋賀県彦根市古沢町187番地2

事業者名 一般社団法人近江鉄道線管理機構 代表者名 代表理事 南川 喜代和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道(その他)	更新を計画する車両について、移動円滑化基準に適合する か確認する。	対象車両なし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設・車 両の維持管理	バリアフリー設備等は使用に支障がないように定期的な点 検を実施し、必要に応じて修理や交換を行う。	バリアフリー設備に ついて、定期点検を 行い、必要に応じ補 修を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2)	移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況
(3)	報告書の公表方法
	当機構のホームページに掲載

 (4) その他
 特になし

Ⅱ.鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供し ている編成数 (両)	公共交通移動等円 滑化基準省令に 適合した編成数 (両)	車椅子スペースの 数が公共交通移 動等円滑化基準 省令の規定を満た している編成数	便所のある編成 数	便所のある編成 の うち車いす対応型 便所のある編成 数	案内装置のある 編成数	車両間転落防止 設備のある編成 数
普通鉄道(その他)	18 編成 36 (両)	7 編成14 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	18 編成	13 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	18 編成 36 (両)	7 編成14 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	18 編成	13 編成

平成15年4月16日付 国鉄業第7号、国鉄技第18号 に係る報告様式

事業者名 一般社団法人近江鉄道線管理機構名 一般社団法人近江鉄道線管理機構

(令和7年3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に 適合した編成数 (両)(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	改正前の公共交通移 動等円滑化基準省令 に 適合した編成数 (両)(令和2年4月施行 前の基準への適合状 況)	車椅子スペースの数 が改正前の公共交通 移動等円滑化基準省 令の規定を満たして いる編成数(令和3年7 月施行前の基準への 適合状況)	車椅子スペースの数 が改正前の公共交通 移動等円滑化基準省 令の規定を満たして いる編成数(令和2年 4月施行前の基準へ の適合状況)	案内装置のある 編成数 (令和2年4月施 行前の基準への 適合状況)
7 編成 14 (両)	7 編成14 (両)	14 編成	14 編成	18 編成
編成(両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成 (両)	編成	編成	編成
7 編成 14 (両)	7 編成 14 (両)	14 編成	14 編成	18 編成

乗降口の戸の開閉する 側を音声により知らせる 設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
編成 18	編成 18	編成 18
編成	編成	編成
18 編成	18 編成	18 編成

第32条第8項以外、 公共交通移動等円 滑化基準省令に適 合するもの	運行情報提供設備のある編成数
0 編成 0(両)	編成 2
編成 (両)	編成
編成(両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
0 編成 0(両)	2 編成

(令和7年3月31日現在)

(令和13年3月31日見込み)

通勤型(短距離)鉄道・地下鉄において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)	改正後の公共交通移 動等円滑化基準省令 に適合した編成数 (両)(令和5年4月施 行の基準への適合状 況)	改正前の公共交通移 動等円滑化基準省令 に適合した編成数 (両)(令和2年4月施 行の基準への適合状 況)	車椅子スペースの数 が改正後の公共交通 移動等円滑化基準省 令の規定を満たして いる編成数(令和5年 4月施行の基準への 適合状況)	車椅子スペースの数 が改正前の公共交通 移動等円滑化基準省 令の規定を満たして いる編成数(令和2年 4月施行の基準への 適合状況)	案内装置のある編成数 (両)
14 28 編成 (両)	11 編成 22(両)	11 編成 22 (両)	編成 16	編成 16	18 36 編成 (両)
編成(両)	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成(両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成 (両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成 (両)
編成(両)	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成 (両)
編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)		編成(両)	編成	編成	編成(両)
14 編成28 (両)	11 編成 22 (両)	11 編成22(両)	16 編成	16 編成	18 編成 36 (両)

- Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項
 - (1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。
 - (2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。
 - ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道(特急等車両)、普通鉄道(その他)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内 軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
 - 2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を 指す。
 - 3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
 - 4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項(新幹線鉄道を除く)、第2項(新幹線鉄道のみ)、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成 の数を記入すること。
 - 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。